

議案第8号

令和7年度

佐倉市水道事業会計予算書



## 令和7年度 佐倉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度佐倉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	73,400 件
(2) 年間総配水量	16,717,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	45,800 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
改良工事	1,291,312 千円
浄水場施設改良工事	498,464 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	4,123,985 千円
第1項 営業収益	3,770,836 千円
第2項 営業外収益	353,139 千円
第3項 特別利益	10 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	4,311,352 千円
第1項 営業費用	4,195,971 千円
第2項 営業外費用	90,381 千円
第3項 特別損失	5,000 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,518,705千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	840,446 千円
第1項 負担金	4,400 千円
第2項 国県支出金	36,036 千円
第3項 企業債	500,000 千円
第4項 固定資産売却代金	10 千円
第5項 他会計借入金	300,000 千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,359,151 千円
第1項 建設改良費	2,219,323 千円
第2項 企業債償還金	117,223 千円
第3項 国庫補助金返還金	2,605 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	臼井台地先水道管耐震化工事	139,700	令和7年度	83,820
				令和8年度	55,880
		上志津地先水道管耐震化工事(1工区)	112,310	令和7年度	67,386
				令和8年度	44,924
		西志津四丁目先水道管耐震化工事	43,340	令和7年度	26,004
				令和8年度	17,336
		下志津原地先水道管耐震化工事	86,240	令和7年度	51,744
				令和8年度	34,496
		南部浄水場系取水井テレメータシステム他更新工事	399,696	令和7年度	239,700
				令和8年度	159,996

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
取水井非常用発電機賃借	令和7年度から令和8年度まで	5,225
水質検査等業務委託	令和7年度から令和8年度まで	12,947
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和7年度から令和8年度まで	36,784
水道施設機械警備業務委託(水源井分)	令和7年度から令和12年度まで	36,060
水道施設機械警備業務委託(浄水場分)	令和7年度から令和12年度まで	5,152
上下水道料金検針・徴収及び受付等業務委託	令和7年度から令和12年度まで	1,209,552

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	500,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
合 計	500,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 256,706 千円

(2) 交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、60,851千円と定める。

令和7年2月25日提出

佐倉市長

西田 三十五